

参考資料

(幼保一体化関係)

平成22年10月6日
中央教育審議会 初等中等教育分科会
参考資料

目次

1. 幼保一体化の取組
2. 中央教育審議会答申
3. 認定こども園制度
4. 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討
5. 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

1. 幼保一体化の取組

幼稚園と保育所の連携の取組について

幼稚園と保育所は、異なる目的・役割を持つ施設であるが、両施設とも就学前の子どもを対象とするものであり、それぞれの特性を生かしつつ、連携を進めている。

幼保連携の取組

施設の共用化

- 「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」の策定(平成10年)

教育内容・保育内容の整合性の確保

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂に際し、双方の関係者が改訂に参加(平成10年度改訂～)

幼稚園教諭・保育士の資格の併有の促進、合同研修の実施

- 幼稚園教諭・保育士を対象とした研修に、相互に参加
- 幼稚園教員の「保育士試験」の受験要件緩和(平成16年)
- 保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得する方策として、新たに「幼稚園教員資格認定試験」を創設(平成17年)
- 「保育士試験」、「幼稚園教員資格認定試験」の受験要件緩和(平成21年)

幼稚園と保育所の連携事例の紹介

- 「幼稚園と保育所の連携事例集」(平成14年)
- 「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」(平成21年)



認定こども園制度の創設

- 教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する「認定こども園」制度を創設(平成18年)

「幼保連携推進室」の設置

- 文部科学省と厚生労働省が連携して「幼保連携推進室」を設置(平成18年)

幼稚園と保育所の施設の共用化状況

平成20年5月1日現在

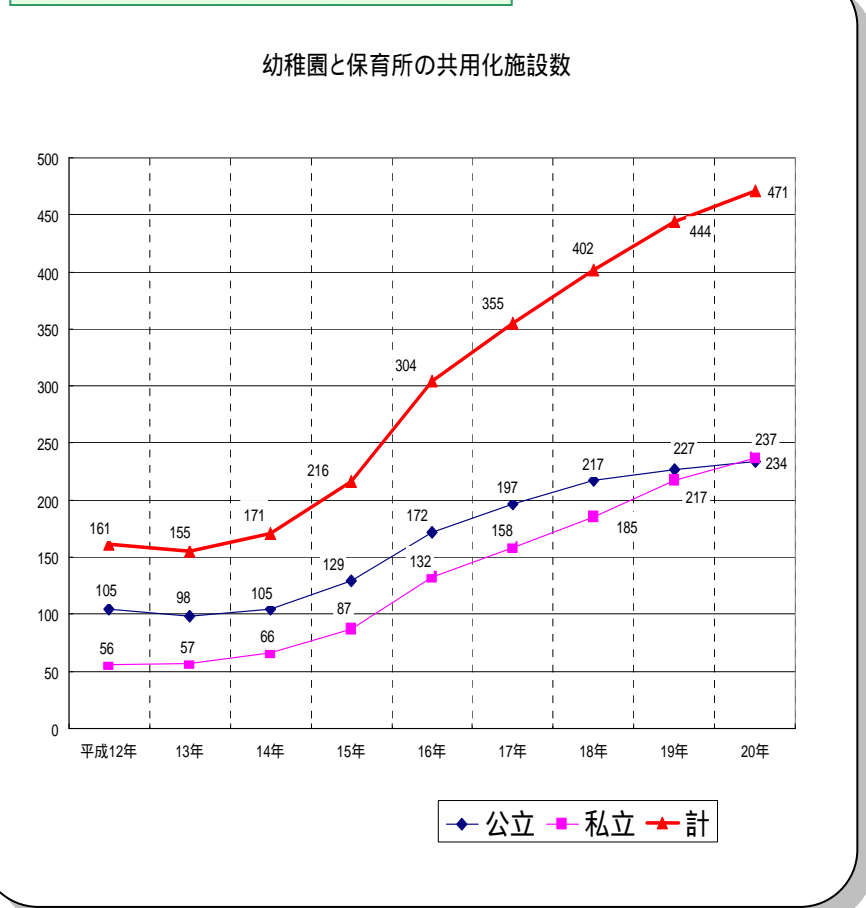
- 幼稚園と保育所の共用化施設(認定こども園を除く)は、年々増加傾向にあり、20年5月1日現在で471か所であった。
- 近年、私立の共用化施設が増加していたが、今回初めて公立を上回った。

(単位:か所)

	公立	私立	計
合 築	142(137)	92(86)	234(223)
併 設	27(26)	15(16)	42(42)
同一敷地内	65(64)	130(115)	195(179)
計	234(227)	237(217)	471(444)

()内は、平成19年5月1日現在の数。
認定こども園の認定を受けた施設を除く。

共用化施設数の推移



幼稚園教育要領及び保育所保育指針

		幼稚園教育要領(告示・大綱化)	保育所保育指針(告示・大綱化)
基本的な考え方	計画的な環境の構成	計画的に環境を構成しなければならない。	計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。
	遊びを通じた指導	遊びを通して指導の中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。	生活や遊びを通して総合的に保育すること。
	一人一人の発達の特性に応じた教育	幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
計画の作成	教育課程・保育課程の編成及び指導計画の作成	適切な教育課程を編成するものとする。指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。
教育内容	教育のねらい	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成	
		健康 ：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 人間関係 ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養う。 環境 ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 言葉 ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 表現 ：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	健康 ：健康な心と体を育て、自ら健康で安心な生活を作り出す力を養う。 人間関係 ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 環境 ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れて行こうとする力を養う。 言葉 ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 表現 ：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

「幼稚園教育要領」は教育内容に関することを中心として定めている一方、「保育所保育指針」は保育内容に加えこれに関連する運営(保育所における自己評価等)について定めている。なお、幼稚園における学校評価等は学校教育法施行規則等に規定されている。

「幼稚園教育要領」では養護について明記していないが、幼稚園教育を実践するに当たっては幼児に対する一定の養護が必要となる。一方、「保育所保育指針」では養護と教育の両面から示している。

保育士資格所有者の幼稚園教員免許取得の簡素化について

～ 幼稚園教員資格認定試験 ～

幼稚園教員資格認定試験の概要

幼稚園教諭免許状は、大学等における養成課程の修得により授与されるのが基本であるが、大学等で教職課程を履修しなかった者のうち、職業生活等の中で教員としての専門性を身に付け教職(教員免許)を志す者を対象として平成17年度から実施。合格者には幼稚園教諭二種免許状を授与。

受験資格 …… 高卒以上かつ20歳以上で保育士として3年以上の在職経験を有する者

試験内容

(1) 第1次試験 一般教養、教職に関する科目(筆記試験・択一式(マークシート))

一般教養科目	人文科学、社会科学、自然科学の3分野及び外国語(英語)に関する事項
教職に関する科目()	教育職員免許法施行規則第6条第1項表の「教職の意義等に関する科目」及び「教育の基礎理論に関する科目」における幼稚園教諭免許取得に必要な専門的事項
教職に関する科目()	教育職員免許法施行規則第6条第1項表の「教育課程及び指導法に関する科目」及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に関する専門的事項

(2) 第2次試験 教職に関する科目、指導案作成(筆記試験・論述式)

教職に関する科目()	教育職員免許法施行規則第6条第1項表における幼稚園教諭免許取得に必要な専門的事項
指導案の作成に関する試験	共通課題をもとにした指導案(週案、日案)の作成に関する試験

注) 第2次試験は第1次試験合格者に対して行う。

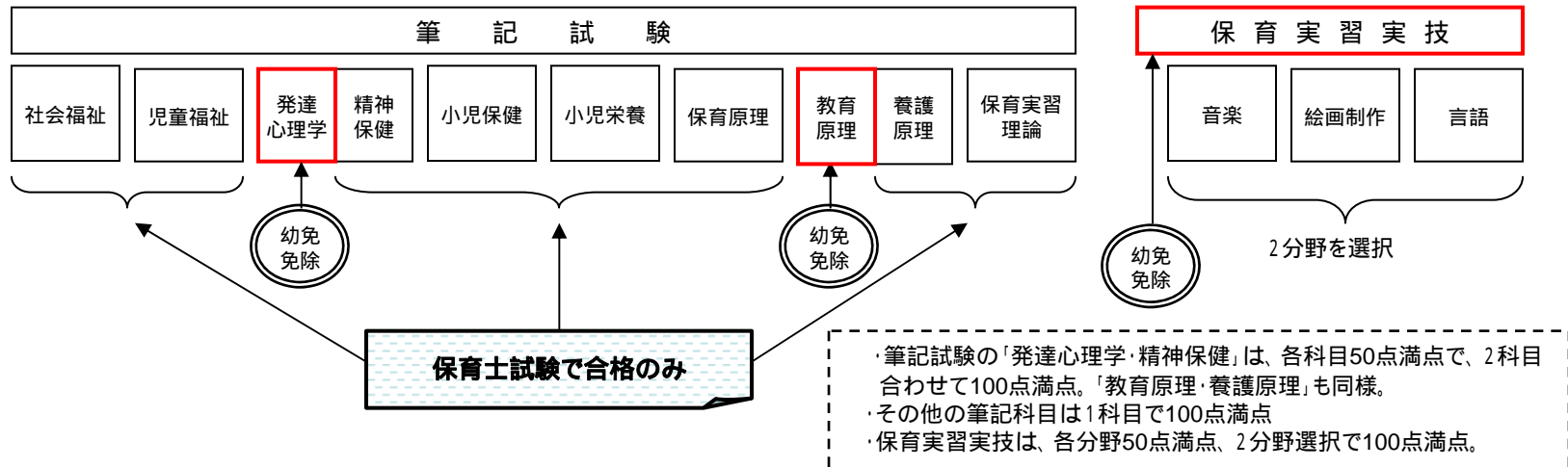
(3) 試験科目の一部免除

- ・ 短大卒以上の者等に対し「一般教養科目」(上記)の試験の全部を免除
- ・ 第1次試験のいずれかの科目に合格した者は、その科目については次年度及び次々年度について免除(平成22年度から)
- ・ 教員免許状を有する者等に対し「指導案の作成に関する試験」(上記)の試験の全部を免除

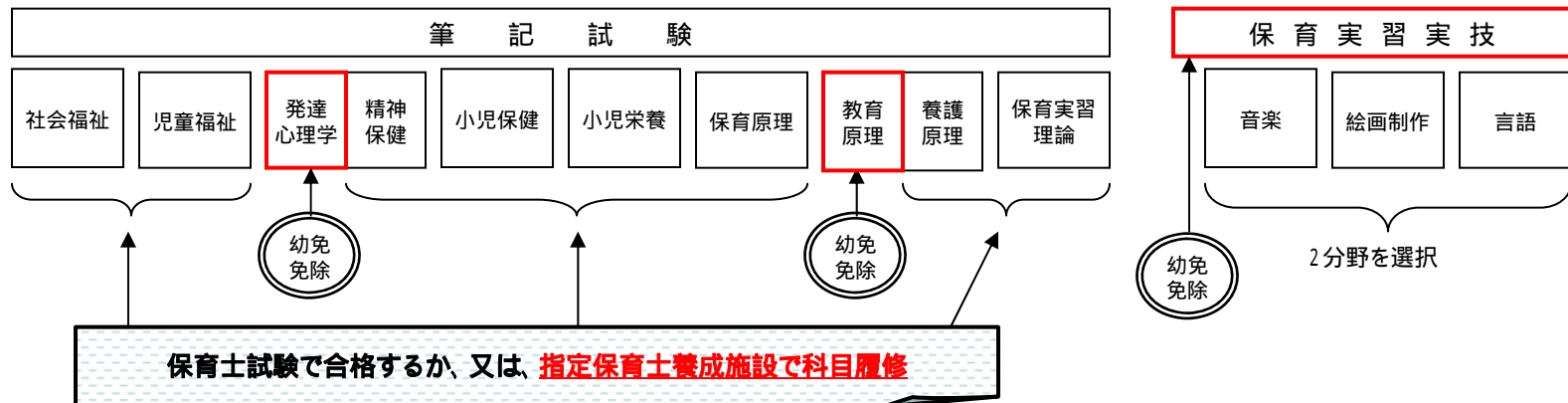
幼稚園教諭免許所有者の保育士資格取得の簡素化について(保育士試験)

現行では、保育士試験は筆記試験(10科目)及び実技試験(3分野のうち2分野を選択)に合格することにより、保育士となる資格を有することとなるが、幼稚園教諭免許所有者については、試験科目のうち3科目の受験を免除している。
 今般、上記3科目免除以外にも、残りの科目について、指定保育士養成施設の科目等履修生により履修した場合には、これらの科目も免除することとする。
 なお、実施時期については、平成22年保育士試験から実施。

改正前の保育士試験



現行の保育士試験



2. 中央教育審議会答申

子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について

平成17年1月28日中央教育審議会答申

第1章 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性

< 幼児教育の
意義・役割 >

幼児教育 ・ 生涯にわたる人間形成の基礎を育む役割
・ 学校教育のはじまりとして「生きる力」の基礎を育成する役割
幼児教育とは 小学校就学前の幼児に対する家庭・地域社会・幼稚園等施設において行われる教育の総称

< 幼児教育の今日的課題 >

幼児教育は重要

これまでの取組： 量的拡大，教育要領改訂等質的向上，
「幼児教育振興プログラム」の推進等

(しながら) 近年の子どもの育ちが何かおかしい。【 今日的課題 】

子どもの育ちの変化

基本的な生活習慣の欠如 コミュニケーション能力の不足 自制心や規範意識の不足
運動能力の低下 小学校生活への不適応 学びに対する意欲・関心の低下 等

< その背景 >

我が国の社会の急激な変化等に伴う教育力の低下

少子化，核家族化，都市化，情報化等の経済社会の急激な変化
人間関係の希薄化，地域における地縁的なつながりの希薄化，大人優先の社会風潮など

地域社会の教育力の低下

子どもどうして遊び，葛藤しながら成長する体験の機会の減少
身近な自然や遊び場の減少
近隣の大人の無関心

(影響)

家庭の教育力の低下

子育ての孤立化による
(親の) 育児不安や情緒不安定
子育てに夢を抱きづらい状況・意識
過重な労働等の子育てへの影響

(影響)

幼稚園教員等の今日的課題

家庭や地域社会の教育力の低下等の課題に対応するため，
資質・専門性を高める必要
一方で，教員等自身の成長過程における多様な体験の不足
保育を構想し実践する能力，
保護者等との良好な関係を構築する能力が不足する傾向

家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者の対応が不十分

将来にわたる子どもの健やかな成長への危機感

< 今後の幼児教育の方向性 >

対応の必要

- 1 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- 2 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

第2章 幼児教育の充実のための具体的方策

<二つの方向性>

家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

<三つの課題>

1 幼稚園等施設の
教育機能
の強化・拡大

2 家庭・地域社会の
教育力の
再生・向上

3 幼児教育を支える
基盤等の強化

<七つの重点施策>

すべての幼児に対する
幼児教育の機会の提供

発達や学びの連続性を
踏まえた幼児教育の充実

幼稚園教員の
資質及び専門性の向上

幼稚園等施設による
家庭や地域社会の
教育力の再生・向上

生涯学習振興施策や
働き方の見直し等による
家庭や地域社会の
教育力の再生・向上

地域の人材等の
積極的活用

幼児教育を地域で支える
基盤等の充実・強化

<具体的施策>

- (1) 希望するすべての幼児に対する幼児教育の機会の拡大
- (2) 幼児教育振興プログラムの着実な推進と検証等

- (1) 小学校教育との連携・接続の強化・改善
 - ・ 教育内容における接続の改善
 - ・ 人事交流等の推進, 奨励
 - ・ 「幼小連携推進校」の奨励, 幼小一貫教育の検討
- (2) 3歳未満の幼児の幼稚園への接続の扱い

- (1) 幼稚園教員の養成・採用・研修等の改善
- (2) 上級免許状の取得促進, 所有者の配置拡大

- (1) 子育て支援の在り方
 - ・ 幼稚園等施設における子育て支援の推進等
 - ・ 地域社会との双方向ネットワークの構築
- (2) 幼稚園における預かり保育の明確化

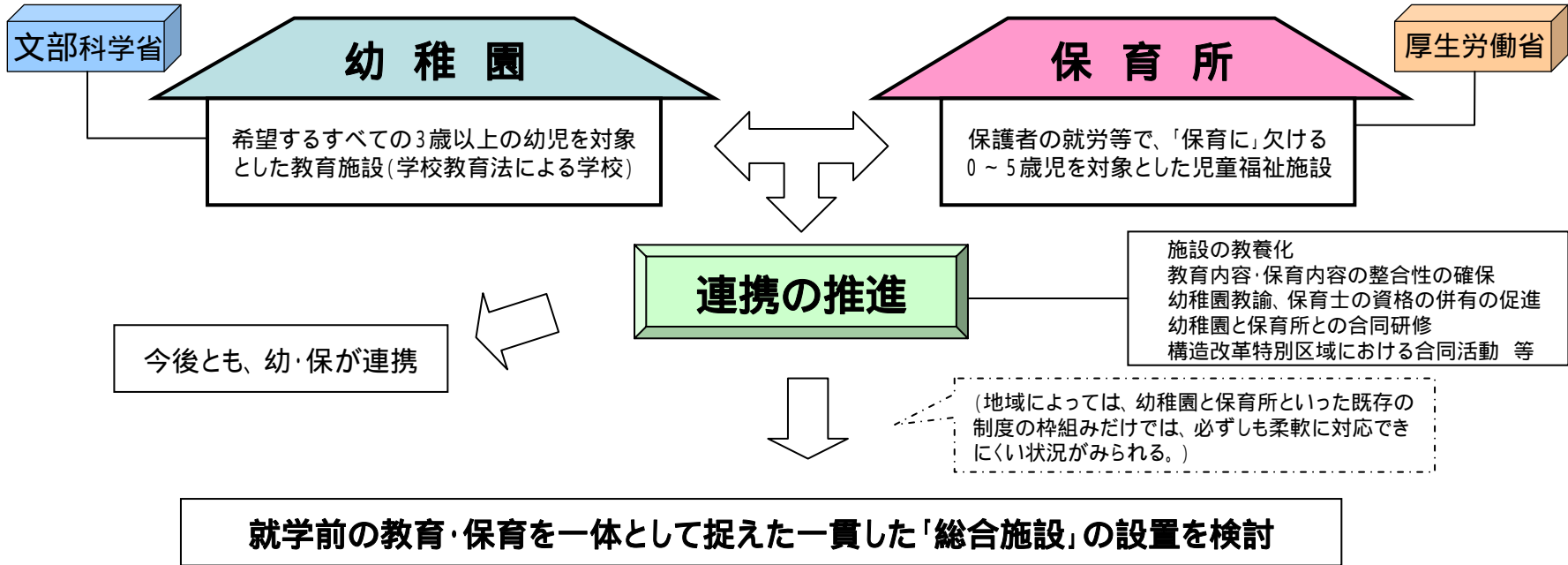
- (1) 生涯学習振興施策等の推進
- (2) 企業における働き方の見直し等

- (1) 幼稚園等施設における地域の人材等の活用
- (2) 幼児教育にかかわる地域の人材等の育成

- (1) 自己評価・外部評価と情報提供等の推進
- (2) 幼児教育を支援する拠点機能(センター機能)の整備
- (3) 幼児の状況等に関する国及び地方を通じた実証的な調査研究の推進
- (4) 幼児教育を推進しやすい行政体制づくり

第3章 幼稚園と保育所の連携の推進及び総合施設の在り方

幼稚園と保育所の連携



「総合施設」の在り方

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)
「規制改革・民間開放推進3か年計画」
(平成16年3月閣議決定)

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。

平成16年度

中央教育審議会
幼児教育部会と
社会保障審議会
児童部会の合同の
検討会議

平成16年12月24日
「審議のまとめ」
公表

平成17年度

施行事業を
先行実施

必要な
法整備など

平成18年度

本格実施

(参考1) 答申の構成 (イメージ図)

< 目的 >

子どもの健やかな成長のために
・ 生涯にわたる人間形成の基礎を育む ・ 「生きる力」の基礎を育成する

< 方向性 >

- 1 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- 2 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

< 課題及び
重点施策 >

幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大

すべての幼児に対する
幼児教育の機会の提供

発達や学びの連続性を
踏まえた幼児教育の充実

幼稚園教員の
資質及び専門性の向上

家庭・地域社会の
教育力の再生・向上

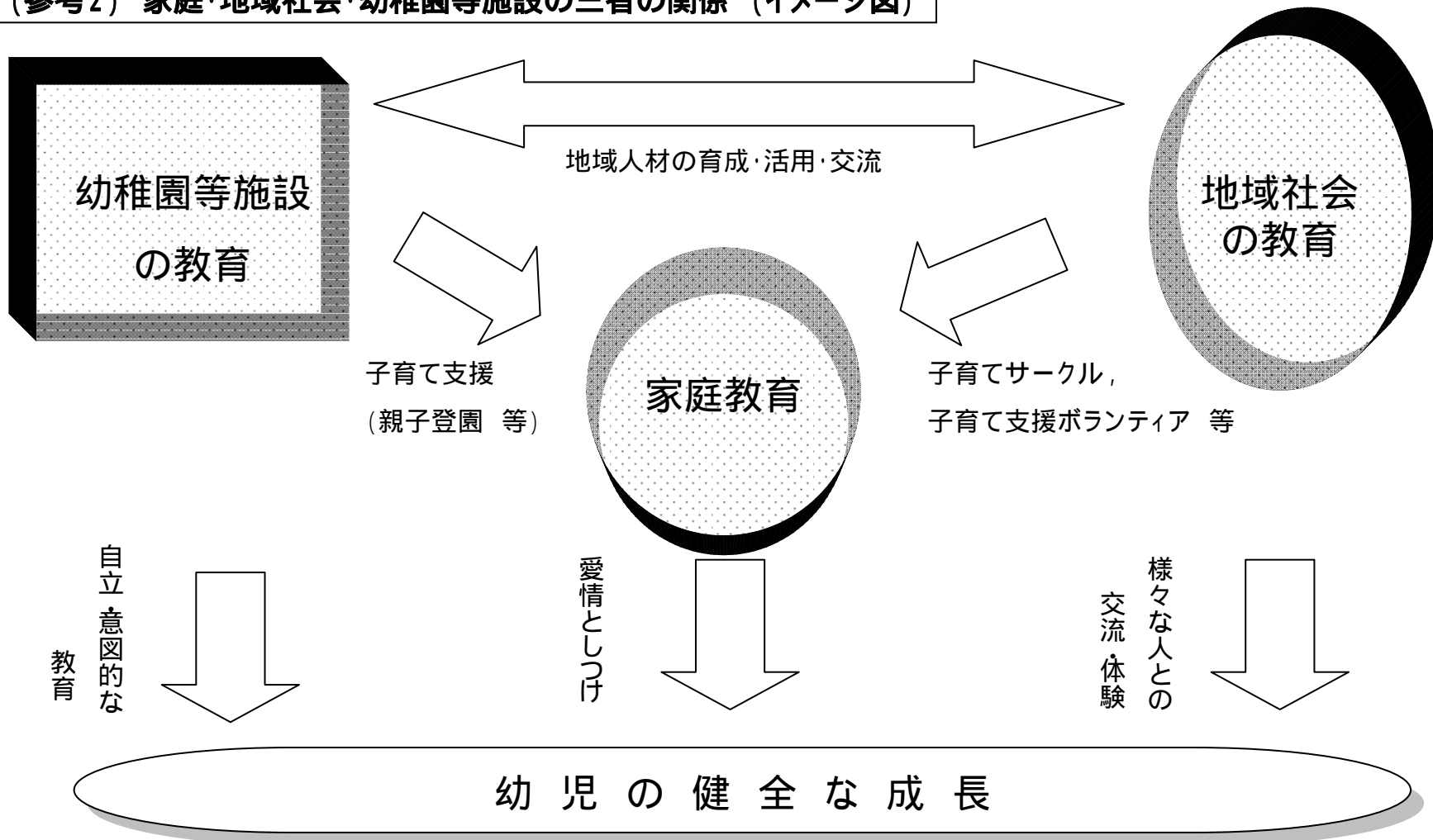
生涯学習振興施策や
働き方の見直し等
による家庭や地域社会
の教育力の再生・向上

幼児教育を支える基盤等の強化

地域の人材等の積極的活用

幼児教育を地域で支える基盤等の充実・強化

(参考2) 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者の関係 (イメージ図)



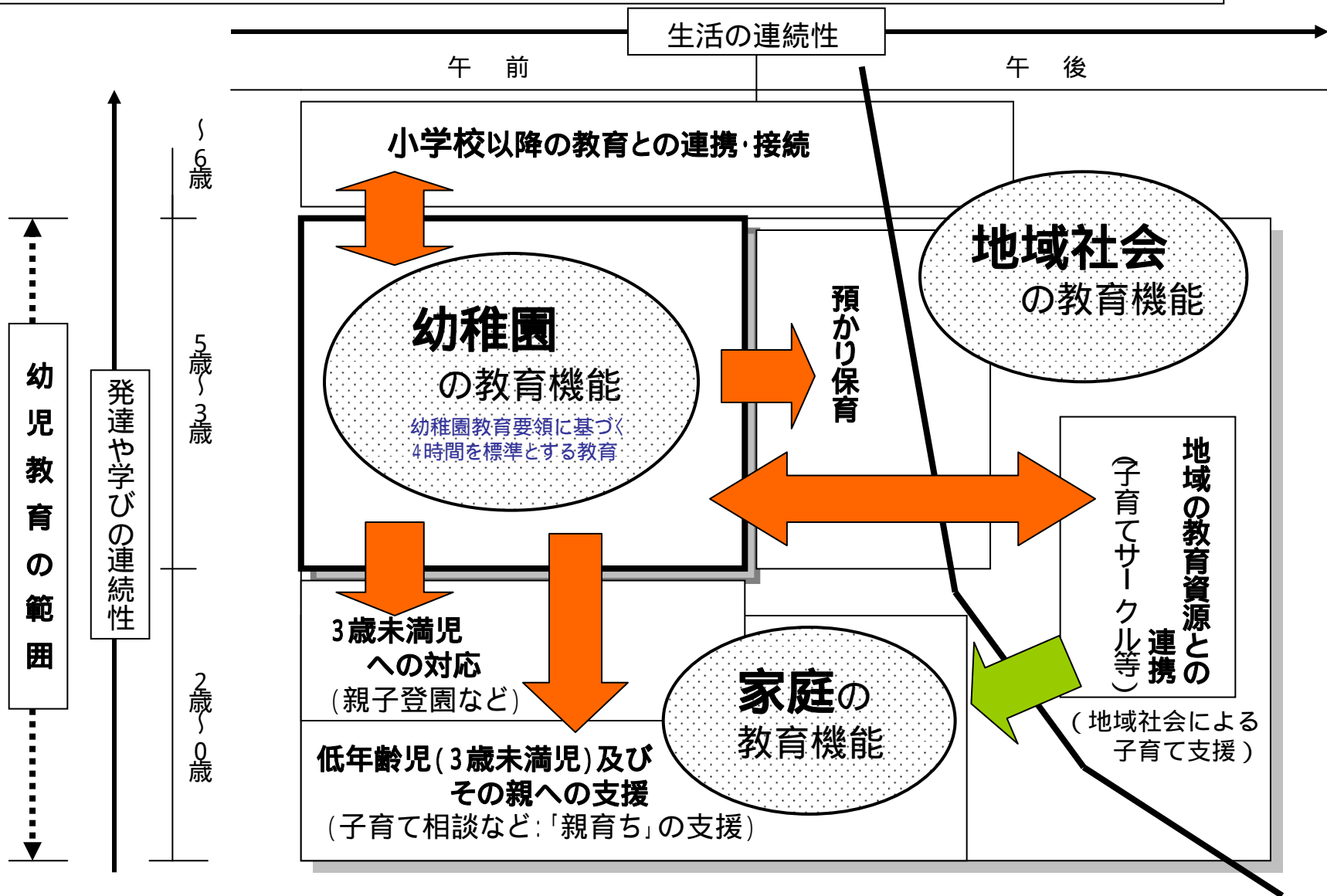
幼児教育

幼稚園等施設における教育(預かり保育, 地域の幼児教育センター機能を含む)

家庭における幼児の教育(子育てなど)

地域社会における幼児の教育(地域のボランティア団体・社会教育団体・NPOなど)

(参考3) (幼稚園からみた) 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性の関係 (イメージ図)



【今後の幼児教育の方向性】
 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議 「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」 (審議のまとめのポイント)

意義理念

幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討

子どもが心豊かにたくましく生きる力の育成

親や地域の子育て力の向上

子育てに喜びを実感できる社会の形成

教育・保育を一体的に実施するための新たなサービス提供の枠組み

既存施設からの転換等を可能にする柔軟な制度

基本的機能

親の就労事情等に関わらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本

加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

対象者

- ・ 3～5歳児 幼稚園と同様に4時間程度の利用
保育所と同様に8時間程度の利用
- ・ 0～2歳児 親子登園、親子の交流の場の参加等の形態で利用
保育所と同様に8時間程度の利用
- ・ 親 子育て相談・助言等

多様な利用形態を可能に

- ・ 週に数日程度の利用
- ・ 一時的な利用
- ・ 短時間の利用
- ・ 延長利用 など

教育・保育の内容

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、モデル事業も含め、引き続き検討
- ・3～5歳児の4時間の共通時間は、幼稚園教育に相当するものと位置付け

職員配置・施設設備

- ・経営の効率性のみを重視せず、子どもの健やかな育ちを中心においた上で、柔軟な対応が可能となるよう、モデル事業も含め、引き続き検討。
- ・3～5歳児：幼稚園と異なり4時間利用のほか、8時間利用の子どもがいることを前提とした検討
- ・0～2歳児：保育所と同様に、子どもが8時間利用することを前提とした検討
- ・食事の提供方法について、子どもの年齢構成や地域の実情に応じた方策を検討

職員資格等

保育士資格、幼稚園教諭免許のいずれかの資格で従事可能。ただし、3～5歳児の4時間の教育は幼稚園教諭免許、0～2歳児の保育は保育士資格を中心に検討。

設置主体・管理運営

- ・安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えた上で、可能な限り弾力的なものとなるよう配慮
- ・子どもの視点を踏まえた自己点検・評価や第三者評価、情報提供が重要

利用料・保育料

- ・幼稚園・保育所の利用者負担のあり方の相違を踏まえつつ、応益負担・応能負担等に配慮
- ・利用料の設定は、各総合施設で行うことが適当

財政措置等

総合施設の意義・理念に照らし、ふさわしい費用負担の仕組みを検討

地方公共団体における認可・監督等の体制

- ・地方公共団体の実情に応じて、設置等の認可等を行う部署を決定
- ・小学校を所管する教育委員会や保健・福祉関係機関を所管する部署と総合施設の連携が必要

幼稚園 保育所 との関係

地域の実情に応じた取組のための選択肢の提供

既存の幼稚園・保育所の連携等により対応するか、これを基盤としつつ、さらに総合施設を組み合わせ対応するかは、地域の実情に応じて判断

総合施設は、既存の幼稚園・保育所の意義・役割を大切にしながら、幼稚園・保育所と相まって、子どもの健やかな成長を支える役割を担うもの

3 . 認定こども園制度

認定こども園制度

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定

教育及び保育を一体的に提供

(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)

地域における子育て支援の実施

(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

認定件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
532	241	180	86	25

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	32	石川県	7	岡山県	6
青森県	4	福井県	2	広島県	14
岩手県	11	山梨県	2	山口県	3
宮城県	2	長野県	8	徳島県	2
秋田県	20	岐阜県	3	香川県	1
山形県	7	静岡県	5	愛媛県	10
福島県	12	愛知県	9	高知県	10
茨城県	22	三重県	1	福岡県	14
栃木県	8	滋賀県	14	佐賀県	20
群馬県	21	京都府	0	長崎県	37
埼玉県	13	大阪府	13	熊本県	2
千葉県	15	兵庫県	31	大分県	7
東京都	51	奈良県	4	宮崎県	17
神奈川県	25	和歌山県	6	鹿児島県	24
新潟県	10	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	5	島根県	2	合計	532

認定こども園の認定件数（H22.4.1現在）

都道府県	幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		合計
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
北海道	5 (4)	7 (4)	1	5 (4)	7 (4)	3 (3)	0	4 (3)	32 (22)
青森県	0	2 (1)	0	2 (1)	0	0	0	0	4 (2)
岩手県	0	5 (2)	0	5 (5)	1	0	0	0	11 (7)
宮城県	1	0	0	1 (1)	0	0	0	0	2 (1)
秋田県	7 (6)	8 (5)	0	1 (2)	4 (2)	0	0	0	20 (15)
山形県	1 (1)	4 (4)	0	1 (1)	0	1 (1)	0	0	7 (7)
福島県	1 (1)	8 (4)	0	2 (2)	1 (1)	0	0	0	12 (8)
茨城県	2 (1)	13 (8)	2 (1)	1	1 (1)	3	0	0	22 (11)
栃木県	1 (1)	3 (1)	0	3 (4)	1 (1)	0	0	0	8 (7)
群馬県	2 (2)	6 (5)	0	13 (11)	0	0	0	0	21 (18)
埼玉県	0	11 (4)	0	2 (4)	0	0	0	0	13 (8)
千葉県	5 (4)	5 (4)	0	3 (2)	1 (1)	0	0	1 (1)	15 (12)
東京都	3 (2)	4 (2)	0	32 (20)	4 (4)	1 (1)	0	7 (4)	51 (33)
神奈川県	6 (6)	11 (9)	0	7 (4)	0	1	0	0	25 (19)
新潟県	1 (1)	7 (4)	0	2	0	0	0	0	10 (5)
富山県	0	4 (1)	0	0 (2)	0	0	0	1	5 (3)
石川県	0	1 (1)	0	4 (3)	1 (1)	1	0	0	7 (5)
福井県	1 (1)	1 (1)	0	0	0	0	0	0	2 (2)
山梨県	0	1 (1)	0	1	0	0	0	0	2 (1)
長野県	0	6 (6)	0	0	1 (1)	0	0	1 (1)	8 (8)
岐阜県	0	1 (1)	0	2 (1)	0	0	0	0	3 (2)
静岡県	3	0	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	5 (2)
愛知県	0	5 (2)	0	0	3 (2)	1 (1)	0	0	9 (5)
三重県	0	0	0	0	0	1	0	0	1 (0)

都道府県	幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		合計
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
滋賀県	10 (5)	2	0	0	0	2 (2)	0	0	14 (7)
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
大阪府	1 (1)	8 (4)	0	1	0	3	0	0	13 (5)
兵庫県	5 (3)	3 (1)	1 (1)	14 (10)	0	8 (3)	0	0 (1)	31 (19)
奈良県	1	0	2 (1)	0	1	0	0	0	4 (1)
和歌山県	2 (1)	1	0	1 (1)	2 (2)	0	0	0	6 (4)
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
島根県	0	0	0	0	0	2 (2)	0	0	2 (2)
岡山県	5 (4)	0	1 (1)	0	0	0	0	0	6 (5)
広島県	2 (2)	8 (7)	0	1 (1)	3 (2)	0	0	0	14 (12)
山口県	0	0	0	3 (2)	0	0	0	0	3 (2)
徳島県	0	0	0	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)
香川県	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
愛媛県	0	6 (4)	0	0	0	1 (1)	0	3 (3)	10 (8)
高知県	3 (2)	0	0	6 (2)	0	0	0	1 (1)	10 (5)
福岡県	2 (2)	2 (2)	0	3 (2)	0	2 (2)	0	5 (5)	14 (13)
佐賀県	0	10 (6)	0	10 (4)	0	0	0	0	20 (10)
長崎県	0	8 (8)	0	18 (11)	0	11 (7)	0	0	37 (26)
熊本県	0	0	0	1 (1)	0	0	0	1	2 (1)
大分県	0	1 (1)	0	3 (3)	3 (1)	0	0	0	7 (5)
宮崎県	0	1 (1)	0	14 (8)	1 (1)	1 (1)	0	0	17 (11)
鹿児島県	1 (1)	7 (3)	0	9 (7)	6 (5)	1	0	0	24 (16)
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
合計	71 (51)	170 (107)	8 (5)	172 (120)	43 (31)	43 (24)	0 (0)	25 (20)	532 (358)

幼保…幼保連携型 幼…幼稚園型 保…保育所型 地方…地方裁量型

()内は平成21年4月1日現在の認定件数。

4 . 次世代育成支援のための新 たな制度体系の検討

少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

ポイント

育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

すべての子育て家庭への支援



子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築を、少子化対策として一体的に取り組む。

様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度の構築が必要。

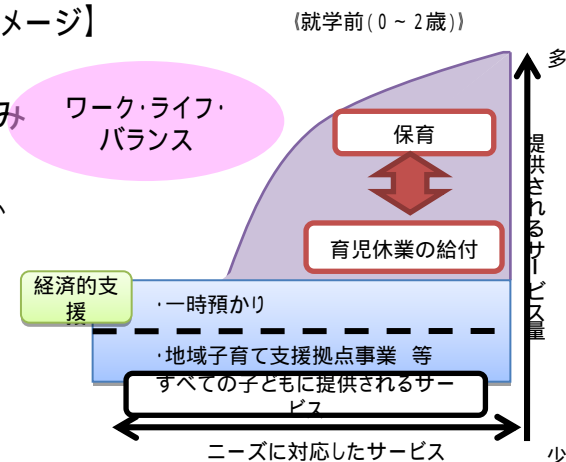
例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。

少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業～保育サービス～放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。

- ・ 保育サービスの質的・量的拡充
- ・ 放課後児童クラブの質的・量的拡充
- ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み

【イメージ】

女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。



ポイント (保育サービス)

利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化



利用者への例外のないサービス保障
必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける地位
の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

市町村の実施責務を法制度上明示

- ・ 例外ない公的保育サービスの保障責務、 質の確保された公的保育サービスの提供責務、 適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、 保育サービス費用の支払義務

例外のない保育サービス保障(潜在需要を顕在化)

- ・ 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与(「保育に欠ける」という仕組みの見直し)。
- ・ 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。

市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定

併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。

- ・ 必要量は、3歳未満の子どもには週あたり2~3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
- ・ 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。

利用者と保育所が公的保育契約(サービス選択可能な仕組み)

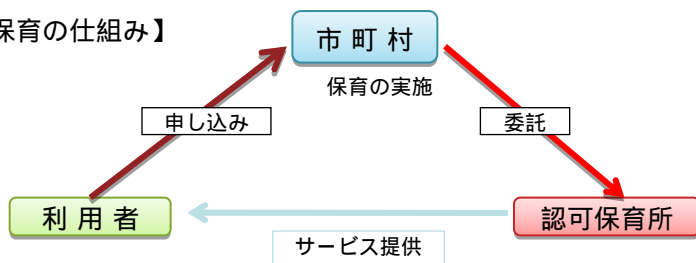
現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働かない仕組みへ。

- ・ 利用者(子ども)中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
- ・ 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。

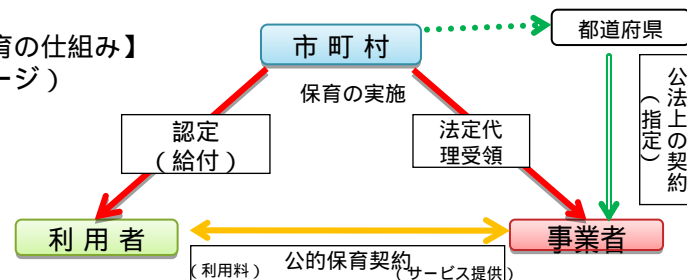
利用者に対し利用したサービスを費用保障(給付) + 保育所等による法定代理受領

- ・ 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定(公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮)。
- ・ 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に關与する仕組みを検討。

【現行の保育の仕組み】



【新たな保育の仕組み】
(イメージ)



ポイント

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた
潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点 等

質の確保された事業者の参入促進

客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

仕事と子育ての両面を支援するサービス

多様な保育サービス類型の導入

- すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入（別紙1参照）。

例）家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等

児童人口減少地域における対応

- 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。

指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務

- 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な基準（通常保育については最低基準）に基づく指定制を導入。
- 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働かない仕組みの改革。
- 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。

質の確保された事業者の参入促進

- 施設整備費については、運営費に相当額（減価償却費相当）の上乗せを検討（当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持）。
- 認可外保育施設の最低基準到達支援
- 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
- 質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、都道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。

- 運営費の用途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法人種別ごとの会計処理を検討。

サービスの質の向上

- 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の処遇改善を可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
- 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。

病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- ・ 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

すべての子育て家庭を支援する基本サービス

多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大

- ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
- ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

- ・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。

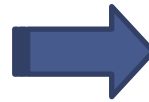
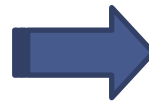
社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。

- ・ 施設に入所している子どもの心のケアや家庭復帰へ向けた支援、年齢に応じた設備などにより子どもの状態や年齢に応じたケアが実施できるよう、施設機能や配置基準などの見直しが必要。
- ・ 施設機能の見直しのみならず、地域で生活する要保護児童への支援の充実や施設と地域資源の連携も必要。

ポイント

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保



基礎自治体（市町村）が実施主体

社会全体（国・地方・事業主・本人）による費用負担（財源確保）

地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体（市町村）が制度の実施主体。

新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。

現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、包括的・一元的な制度の構築へ。

社会全体（国・地方・事業主・個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点につき、引き続き議論。

- ・ 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
- ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
- ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
- ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮する仕組み 等

例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が運営に参画し、資金を給付。

5. 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援対策のための包括的・一元的な制度の構築

「子ども・子育て新システム検討会議」について

(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

1. 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

2. 構成員

(共同議長)

内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

(構成員)

総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

その他、必要に応じて議長が指名する者

3. 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置。

(構成員)

会議の構成員たる府省の
副大臣又は政務官
必要に応じて議長が指名する者

4. スケジュール

平成22年6月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

5. 庶務 会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

- 【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
岡崎 トミ子 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
- 【構成員】 片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
大島 章宏 経済産業大臣
古川 元久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

- 【主査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）
- 【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

- 【事務局長】
内閣府副大臣（少子化対策）
- 【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
- 【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
- 【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

子ども・子育て新システム検討会議作業グループにおける主なヒアリング項目

幼保一体化

就学前における教育・保育のあるべき姿を目指した幼保一体化

- ・確固たる理念を共有する幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合と、家庭や地域を含めた社会全体への深化
- ・「幼稚園」「保育所」の一体化と「こども園(仮称)」の位置づけ
- ・制度面(利用者の視点に立った制度の一体化)
- ・財政面(統一的な体系の下での仕組み)

幼保一体化の推進による三歳未満児の保育ニーズへの対応
「保育に欠ける要件」の見直しによるすべての子育て家庭への支援

保育制度改革

保育の必要性の認定の仕組みによる例外のない子どもへのサービス保障

多様なサービス類型と指定制による参入促進(質を確保した量の拡大)

- 一時預かり、家庭的保育(保育ママ)等の補助の在り方
- 認可外保育施設(認証保育所等)の位置づけ
- 運営費使途制限等の見直しなどNPO・企業も含めた事業者間のイコールフットイング
- 資格・質・待遇等サービスの質の向上
- 利用者負担の在り方

実施体制

国の実施体制の一元化(厚労省と文科省の関連部局を統合した将来的な「子ども家庭省(仮称)」の創設)
地方における実施体制

切れ目のないサービス保障

包括的・一元的な制度の実現による切れ目のないサービス保障

- ・育児休業～保育～放課後対策
- ・働き方を問わないすべての子育て家庭支援
- ・現金給付・現物給付・子ども手当とサービス給付とのバランス

費用負担

「未来への投資」として社会全体(国・地方・事業主・国民個人)による費用負担

- ・例えば、フランスの「全国家族手当金庫」の仕組み
社会全体(国・事業主・国民個人)が負担する仕組み、子育て支援に係る財源の一元化、ステークホルダーが運営に参加する仕組み
- ・国・地方の役割分担

開催実績

第1回 H22.3.11 有識者からのヒアリング

大日向 雅美(恵泉女学園大学教授)、無藤 隆(白梅学園大学教授)、駒村 康平(慶應義塾大学教授)

第2回 H22.3.17 有識者からのヒアリング

秋田 喜代美(東京大学大学院教授)、小西 砂千夫(関西学院大学大学教授)、普光院 亜紀(保育園を考える親の会代表)

第3回 H22.3.29 団体からのヒアリング

全国私立保育園連盟、全国保育協議会、全国認定こども園協会

第4回 H22.4.1 団体等からのヒアリング

全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会、全国学童保育連絡協議会、子育てひろば全国連絡協議会、(株)Pホールディングス

第5回 H22.4.7 団体等からのヒアリング

日本保育協会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会

第6回 H22.4.15 有識者及び団体からのヒアリング

宮本 太郎(北海道大学教授)、全国知事会、全国市長会、全国町村会

第7回 H22.6.4 団体からの意見発表

全国私立保育園連盟、全国保育協議会、日本保育協会、全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会、全国認定こども園協会、全国学童保育連絡協議会、保育園を考える親の会、子育てひろば全国連絡協議会、民間保育事業者(株)Pホールディングス

第8回 H22.6.10 団体からの意見発表

日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、全国知事会、全国市長会、全国町村会

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

成長を支えるプラットフォーム (6)雇用・人材戦略～子どもの笑顔あふれる国・日本～

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト

・雇用・人材分野における国家戦略プロジェクト

我が国は、「人づくり」を社会全体で再構築すべき時期に直面している。急激な少子高齢化の中での成長を実現するため、就学前の子どもから社会に出て様々な経験を積んだ後の大人まで、生涯を通じた能力・スキル向上の機会を社会全体で提供する。

18.幼保一体化等

すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが「人づくり」の起点として必要であり、このため、幼保一体化を含む制度改革と環境整備に全力で取り組む。

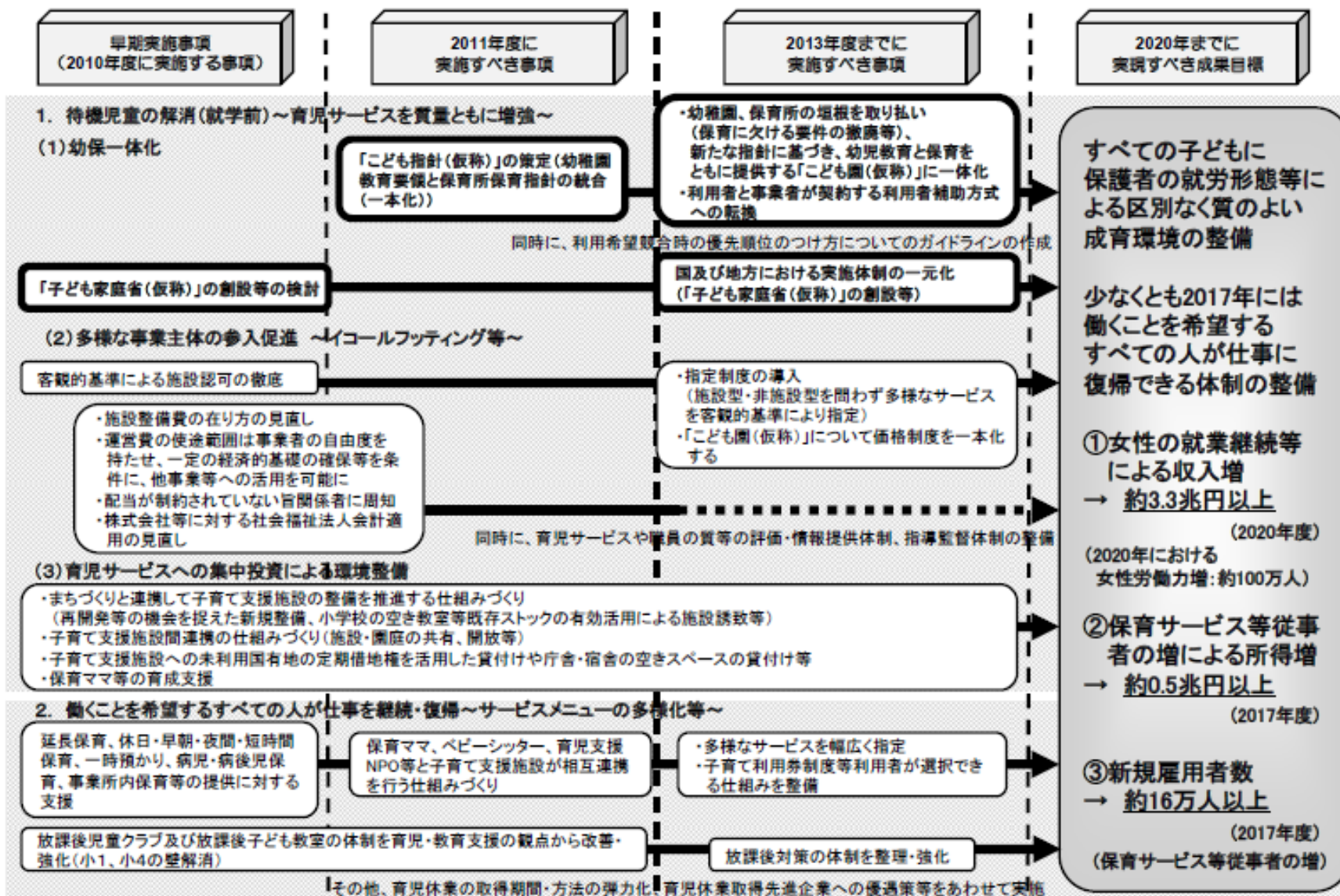
具体的には、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した「こども指針(仮称)」の策定、幼稚園・保育所の垣根を取り払い(「保育に欠ける要件」の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する「こども園(仮称)」に一体化、実施体制の一元化を行うとともに、指定制度の導入、利用者が自ら選択する事業者と契約する利用者補助方式への転換、「こども園(仮称)」について価格制度を一本化等により多様な事業主体の参入促進による様々な子どもの事情に応じた幅広いサービス提供を行う。

2017年には待機児童が解消し、保護者の就労形態等によらず、すべての子どもに質のよい成育環境が整備されることが期待される。

第4章 新しい成長と政策実現の確保(「新成長戦略」の政策実現の確保)

- (1)成長戦略実行計画(工程表)の提示
21の国家戦略プロジェクトをはじめ7つの戦略分野の施策を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、別表の成長戦略実行計画(工程表)に実施スケジュールを示す。
- (2)予算編成や税制改革の優先順位付け
予算編成や税制改革に当たっては、無駄遣いの根絶を強力に進めるとともに、「新成長戦略」を着実に推進する。「財政運営戦略」との整合性を保ちつつ、第2章にある経済成長や雇用創出への寄与度等も基準とした優先順位付けを行う。
- (3)施策執行の進捗管理
成長戦略実行計画に示された各施策については、国家戦略室を中心に、効果的・効率的な執行を図る観点から関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じ改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。こうした措置により、将来の予見可能性を高め民間部門の投資を促す。

VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～①



※ 上記の施策の具体化など詳細については、引き続き「子ども・子育て新システム検討会議」において検討(2011年通常国会までに所要の法案を提出)

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

平成22年6月29日

少子化社会対策会議決定

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
出産・子育て・就労の希望がかなう社会
仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

子ども・子育てを社会全体で支援
利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

政府の推進体制・財源の一元化
社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
基礎自治体(市町村)の重視
幼稚園・保育所の一体化
多様な保育サービスの提供
ワーク・ライフ・バランスの実現

23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施

待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施

成長戦略策定会議等との連携

子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施
- ・ 都道府県が主体となっていく事業を実施(社会的養護など)

市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
質の確保されたサービスの提供責務
適切なサービスの確実な利用支援する責務
サービスの費用・給付の支払い責務
計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

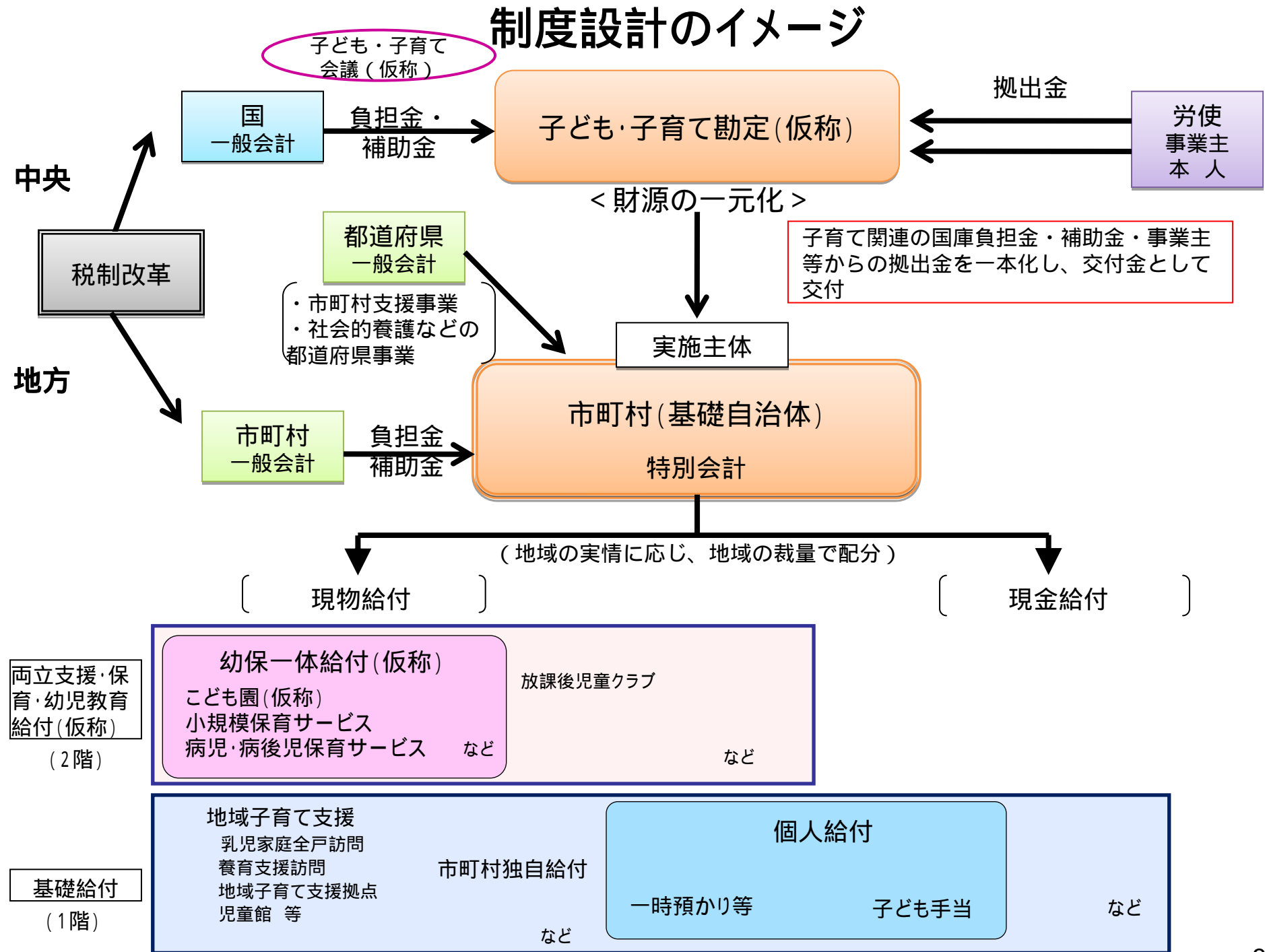
子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

制度設計のイメージ



こども園(仮称)のイメージ

幼稚園・保育所の一体化

幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。

給付の一体化

幼保一体給付(仮称)による財政支援

機能の一体化

- こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)
すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
- 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進

多様な事業主体の参入

学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。

